

総合環境政策局環境経済課

## 1. 事業の概要

環境に配慮した金融（環境金融）とは、金融市場を通じて環境への配慮に適切な誘因を与えることによって企業や個人の行動を環境配慮型に変えていくメカニズムである。1400兆円を超える個人金融資産を含め、環境ビジネス・環境対策など日本の成長を支える環境分野に主体的かつ効率的に資金配分がなされていくためには効率的な環境金融が必要不可欠であり、本事業を通じて環境情報の開示を進め、ステークホルダーの意識を改革していくことによりその拡大を図ることが必要である。

具体的には、平成24年度本事業においては、中央環境審議会による「環境と金融に関する専門委員会」の報告書（平成22年6月）に盛り込まれている日本版環境金融行動原則の普及促進、「環境金融リテラシー」の向上、また環境金融の裾野を拡大する上で企業の資金調達に影響力を有する地域金融機関における環境金融に係る体制整備の事業を実施することにより、環境金融の促進を図ることとする。

## 2. 事業計画

### 日本版環境金融行動原則の普及促進

平成22年度に策定される同原則について、地域金融機関を含む幅広い金融機関・機関投資家への署名拡大と効果的な取組を促進するため、以下の事業を行う。

- ・署名機関の取組情報の収集・フォローアップ及び分析・取りまとめ
- ・取組に当たって参考となるグッドプラクティスの選定・評価
- ・取組状況に係る情報・意見交換と署名拡大を図るためのシンポジウムの開催
- ・非署名金融機関への普及のための地域説明会の実施

### 「環境金融リテラシー」の向上

- ・環境金融を促進していくためには、消費者、金融機関、機関投資家等が、環境金融の意義、利点や具体的な取組方法等について理解し、それぞれの立場から主体的に取り組むことができるような素地を身につけること（「環境金融リテラシー」の向上）が必要。このため、環境金融をわかりやすく解説した資料等を作成し、実際に取り組むに当たっての専門的な参考情報等と併せて情報提供する。

### 地域金融機関における環境金融に係る体制整備

- ・企業の資金調達の際に、環境経営への取組状況に応じて調達条件が有利になるような金融の仕組みが一般的になれば、資金調達を行う企業にとって環境経営への大きなインセンティブとなり、環境金融の拡大に繋がる。このため、環境金融の裾野の拡大に向けて、地域に密着した地域金融機関において環境格付融資や環境経営への助言ができる体制を整備していくため、実態調査、ガイドライン作成、セミナー等を行う。

## 3. 施策の効果

環境負荷を低減させる事業への投融資（省エネ・新エネ設備投資や環境ベンチャー投資等）や、企業行動に環境配慮を組み込もうとする経済主体を評価・支援することで、そのような取組を促す投融資（環境格付融資、SRI（社会的責任投資）等）が促進され、環境に配慮した持続可能な社会の実現に資する。

# 環境金融情報開示・行動原則等推進事業

## 金融 = 経済活動の血流

あらゆる経済活動・環境対策には、金融が必要

企業・個人の行動を環境配慮型に変えていく**メカニズム**が必要



**環境金融(環境に配慮した金融)**により、環境分野への効率的な資金配分を実現



環境取組の促進により**持続可能な社会**を実現

環境金融拡大に必要な要素

**ステークホルダーの意識改革**

環境金融行動原則  
環境金融リテラシー

**環境金融の裾野の拡大**

環境金融行動原則  
地域金融機関の体制整備

## 環境金融情報開示・行動原則等の促進のための具体的な施策

### 1. 日本版環境金融行動原則の普及促進

日本の金融機関が自主的に策定した行動原則について、地域金融機関を含む幅広い金融機関等への署名拡大(裾野の拡大)と効果的な環境金融の取組促進を図る(質の向上)。

### 2. 「環境金融リテラシー」の向上

消費者、金融機関、機関投資家等が、環境金融の意義、利点や具体的な取組方法等について理解し、各人が主体的に環境金融に取り組める素地を作るため、環境金融を分かりやすく解説した資料等の作成・専門的な参考情報等の提供を実施。

### 3. 地域金融機関における環境金融に係る体制整備

環境金融の裾野の拡大に向けて、地域に密着した地域金融機関において環境格付融資や環境経営への助言ができる体制を整備するためのガイドライン作成やセミナー等を実施。